

中学校教諭が麻薬及び向精神薬取締法違反（輸入）の疑いにより逮捕された事案について

盛岡市立中学校に勤務する教諭が、麻薬及び向精神薬取締法違反（輸入）の疑いにより逮捕される事案が発生しました。今後、本人への接見の許可を待って逮捕容疑の具体的な中身や本人の供述内容など、詳細の把握に努めてまいります。今回の事案の発生は、生徒・保護者・市民の教育に対する信頼を著しく裏切るものであり、深くお詫び申し上げますとともに、概要等について報告いたします。

1 事案の概要

- (1) 発生年月日 平成28年3月下旬及び5月上旬頃
- (2) 発生場所 成田国際空港及び東京国際空港
- (3) 被疑者 盛岡市立中学校 教諭 [REDACTED]
- (4) 概要 当該教諭が、麻薬に指定されている（通称） α -PVP、合計2.93グラムをアメリカ合衆国から航空通常郵便で輸入したことにより、麻薬及び向精神薬取締法違反（輸入）の疑いで、8月23日（火）に逮捕された。

2 経過

(1) 8月24日（水）

逮捕により当該教諭が出勤できなくなったことから、盛岡東警察署から学校に逮捕の事実について連絡があった。教育委員会でもこのことを把握したが、捜査上の理由から容疑内容は知らされず、逮捕の事実は伏せてほしいと、警察から依頼されていた。

(2) 9月8日（木）

- ・午後2時30分に、盛岡東警察署において報道発表が行われ、容疑内容が判明した。
- ・午後6時から、市庁舎別館403会議室において記者会見を行った。

(3) 9月9日（金）

- ・午前8時20分から、当該校で臨時全校朝会を開催した。
校長からは、生徒に不自由や不安を与えたことに対して謝罪したほか、心や体に不調が現れた場合は、我慢したり自分を責めたりせず、先生に相談するようにと話した。
- ・網紀の保持の徹底について、教育委員会所属の全職員に通知した。
- ・午後5時から、臨時校長園長会議を開催した。
非違行為を今回の事案も含めて総点検するとともに、服務規律の確保について職員一人一人の心に響くように指導を徹底し、不祥事の防止について固い決意を持ってほしいと指示した。
- ・午後7時から、当該校で全学年の保護者を対象とした説明会を開催した。
保護者約300人が出席。校長からは、失われた信頼を取り戻せるよう日々の教育活動にまい進することと、子どもたちに不便をかけないよう全教職員一体となって取り組むことを話した。保護者からも心のケアの充実を求める意見が出された。

3 職員の処分

事実関係を詳細に確認の上、厳正な対応を行うこととなるが、処分については、今後の岩手県教育委員会の判断となる。岩手県教育委員会の「懲戒処分等の標準処分例一覧」では、「麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員」は「免職」となっている。

4 当該校の対応について

- (1) 逮捕後、当該教諭が担当していた職務（学級・教科）については、他の教諭が分担して行っている。
- (2) 教員数が1人少ない状況であることから、岩手県教育委員会に対し、代替教員の配置を要請している。
- (3) 生徒の心のケアを行うため、岩手県教育委員会に対し、スクールカウンセラーの緊急派遣を要請し、9月9日から13日まで、3名のカウンセラーで対応する体制をとっているが、今後、生徒の状況を見ながら、必要に応じて、さらに配置の継続を要請していくこととしている。